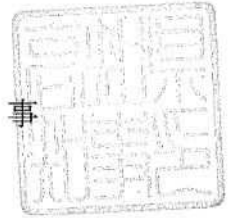


5 高都計第 2 3 7 号

令和 5 年 8 月 2 4 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



幡東都市計画公園（9・6・1号土佐西南大規模公園）の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

幡東都市計画公園の変更（高知県知事決定）

都市計画公園中9. 6. 1号土佐西南大規模公園を次のように変更する。

（大方地区）

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
広 域 公 園	9. 6. 1	土佐西南大規模公園	黒潮町 浮鞭	約 199.0ha	園路及び広場
			黒潮町 入野		修景施設
			黒潮町 下田ノロ		休養施設
			字名チン、字南田城、字佐々木山、字中馬詰、字土居ノ前、字東中島橋詰、字西唐人山、字南馬詰、字大横浜、字横浜、字中中島橋詰及び字西中島橋詰の全部並びに字田城山、字船場浜、字水タレ浜、字越前浜、字崎浜、字越前山、字中川原、字八反芝、字南馬場、字南弘野、字北弘野、字北馬詰及び字東弘野の各一部		遊戯施設
			字神崎、字西ノ宮、字ライマモリ、字一本松、字横浜、字月見ヶ浜、字清水ヶ本、字北清水ヶ本、字古塚崎、字西浜田及び字小松崎の全部並びに字馬爪、字柳原、字カキセ、字東浜林、字井流ノロ、字東ヒジリ、字小島灘、字二本松、字松ヶハナ、字西浜林、字松中、字浜田、字東浜田、字長川、字六地藏、字霜月田及び字大久保の各一部		教養施設
			字フクラカジヲタ、字下汐田、字トコロバタ、字北大戸、字中汐田及び字西大戸の全部並びに字アカサカ、字オキヤシキ及び字五反田の各一部		便益施設
					管理施設
					その他の各施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由：別添理由書のとおり

## 幡東都市計画公園の変更

(県決定)

### 理 由

土佐西南大規模公園は、高知市と足摺岬のほぼ中間に位置しており、広域の総合的なレクリエーション需要に対応するため、昭和47年4月に旧中村市(現四万十市)、旧佐賀町(現黒潮町)、旧大方町(現黒潮町)にわたる3地区で都市計画決定を行った。

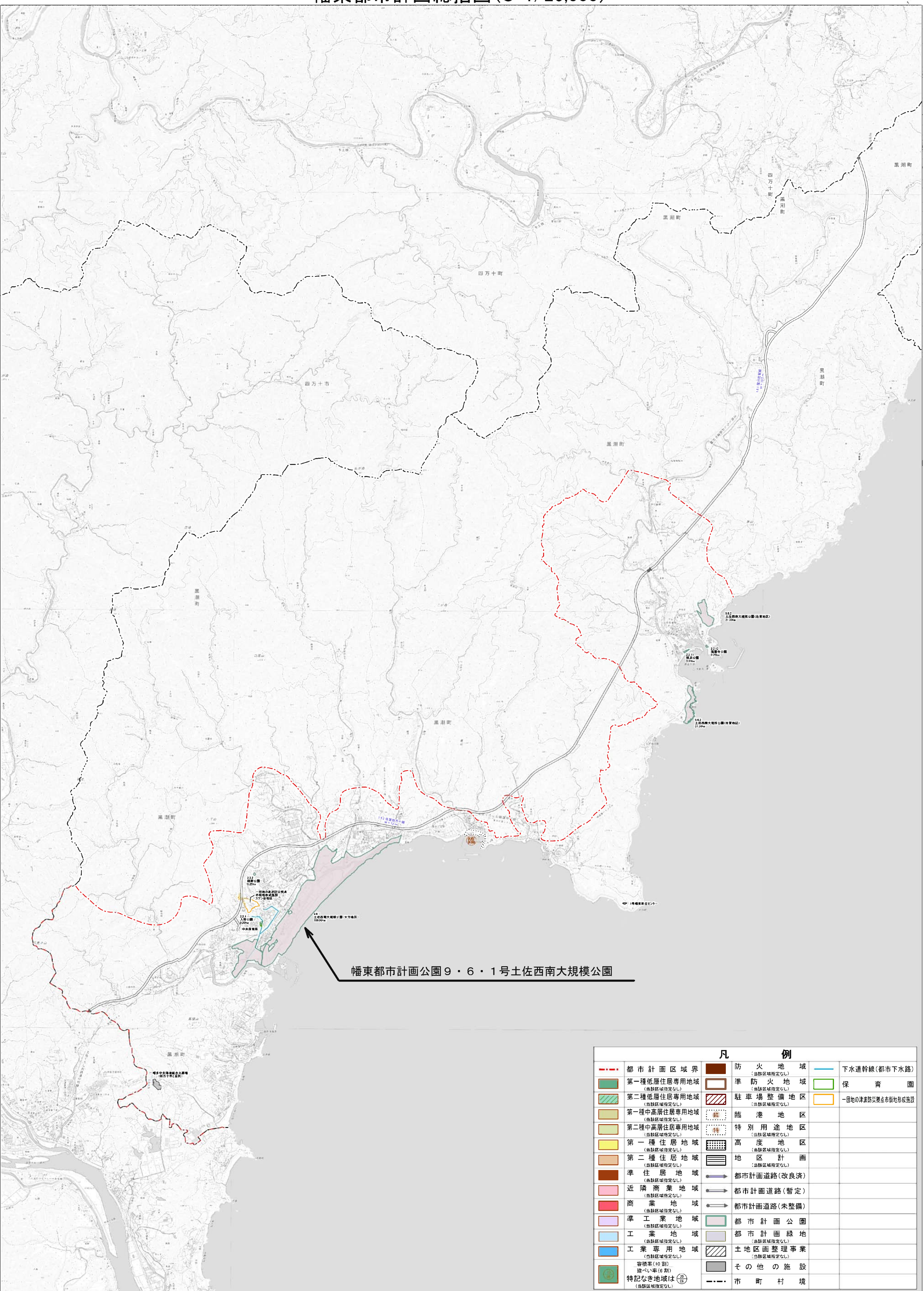
都市計画決定後は、順次、県が公園の整備を進めており、現在では、各地区に特徴ある施設を整備し、幡多地域を中心としたレクリエーション拠点として利用されている。

しかしながら、3地区の公園の整備は、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況により、長期未整備の区域も存在し、3地区の総面積の約8割が未開設となっている。

一方で、幡多地域においても、未整備の公園施設と類似機能を有する施設が整備されており、本公園で計画していた施設の代替機能は確保されている状況である。

また、昭和47年当時約79万人だった県人口は、令和2年度には約69万人に減少し、今後も更なる減少が予測されていることから、公園需要も人口減少に応じた減少が想定される。

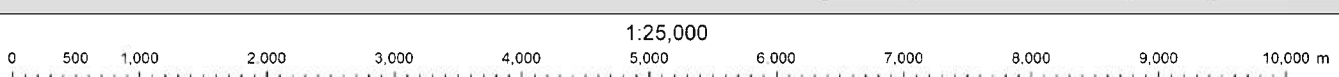
これら社会経済情勢の変化や将来的な人口減少の予測、未開設区域における施設の必要性の評価結果を踏まえ、公園事業の適正化を図るため、9・6・1号土佐西南大規模公園の一部区域を除外することとし、公園区域の都市計画を変更するものである。

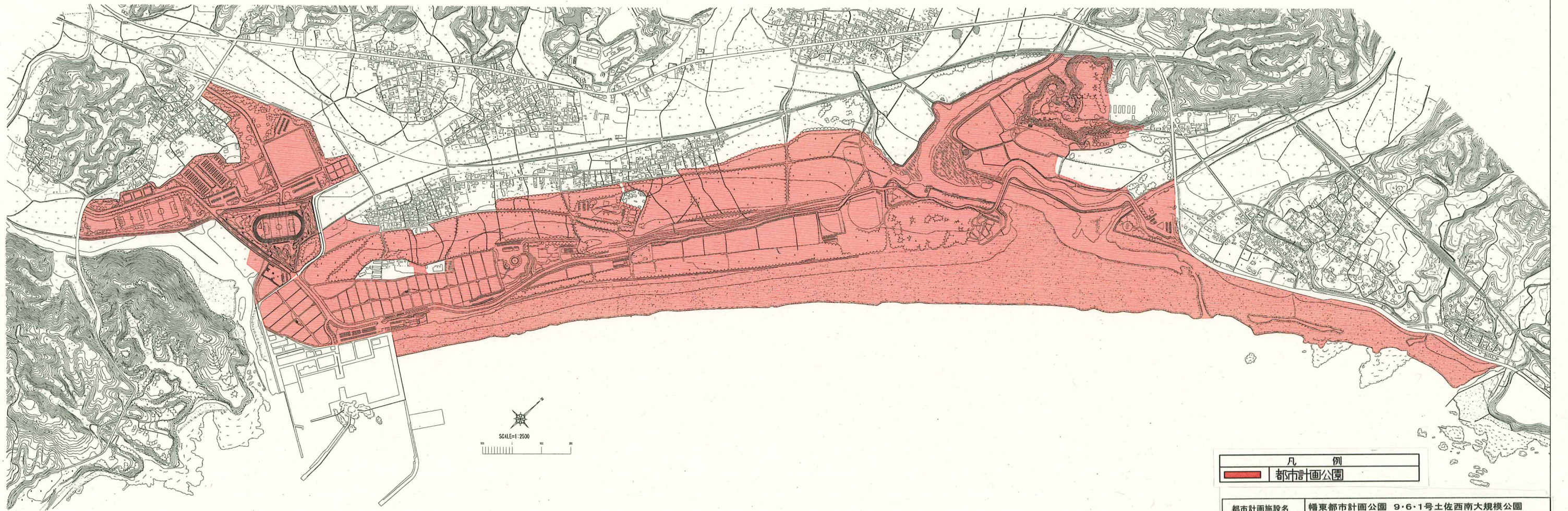



幡東都市計画公園9・6・1号土佐西南大規模公園

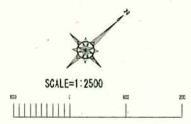
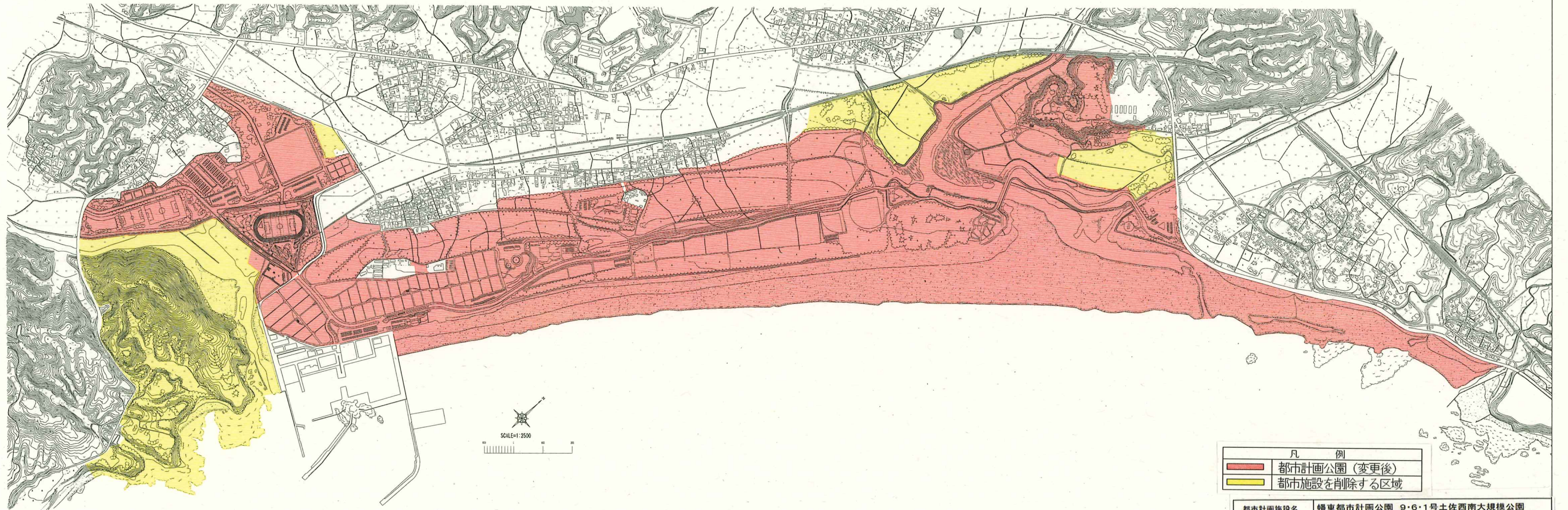
凡 例			
	都市計画区域界		防火地域 (当該区域指定なし)
	第一種低層住居専用地域 (当該区域指定なし)		準防火地域 (当該区域指定なし)
	第二種低層住居専用地域 (当該区域指定なし)		駐車場整備地区 (当該区域指定なし)
	第一種中高層住居専用地域 (当該区域指定なし)		臨港地区
	第二種中高層住居専用地域 (当該区域指定なし)		特別用途地区 (当該区域指定なし)
	第一種住居地域 (当該区域指定なし)		高度地区 (当該区域指定なし)
	第二種住居地域 (当該区域指定なし)		地区区画計画 (当該区域指定なし)
	準住居地域 (当該区域指定なし)		都市計画道路(改良済)
	近隣商業地域 (当該区域指定なし)		都市計画道路(暫定)
	商業地域 (当該区域指定なし)		都市計画道路(未整備)
	準工業地域 (当該区域指定なし)		都市計画公園
	工業地域 (当該区域指定なし)		都市計画緑地 (当該区域指定なし)
	工業専用地域 (当該区域指定なし)		土地区画整理事業 (当該区域指定なし)
	容積率(10割) 建ぺい率(6割) 特記なき地域は (当該区域指定なし)		その他の施設
			市町村境
			下水道幹線(都市下水路)
			保育園
			一団地の津波防災拠点市街地形成施設

「この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30積標、第668号)」  
 ※この図面掲載の都市計画で定められている事項は、平成31年3月現在のものです。  
 ※この総括図は、おおよその区域を表示しているものであり、都市計画区域は字名で、その他のものは射面図(1:2,500)で確認する必要があります。詳細については高知県土木部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。



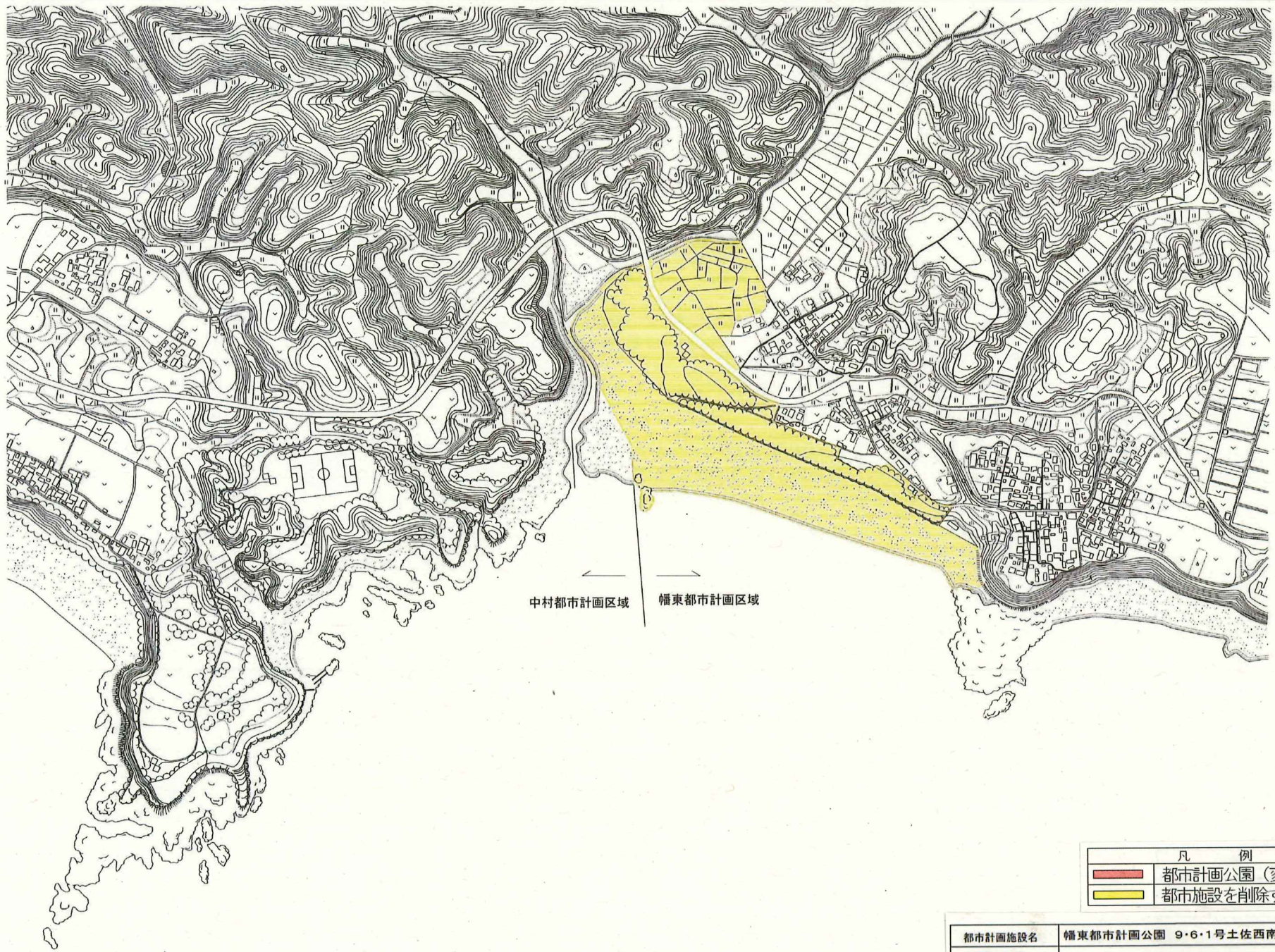


凡 例	
	都市計画公園
都市計画施設名	幡東都市計画公園 9・6・1号土佐西南大規模公園
図面名称	計画図(大方地区)
縮 尺	S=1/2500
図面番号	/





凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red; border:1px solid black;"></span>	都市計画公園(変更後)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span>	都市施設を削除する区域

都市計画施設名	幡東都市計画公園 9・6・1号土佐西南大規模公園
図面名称	新旧対照図(大方地区入野)
縮 尺	S=1/2500
図面番号	/



中村都市計画区域      幡東都市計画区域

凡 例	
	都市計画公園 (変更後)
	都市施設を削除する区域

都市計画施設名	幡東都市計画公園 9・6・1号土佐西南大規模公園
図面名称	新旧対照図(大方地区出口)
縮 尺	S=1/2500
図面番号	/